

「労働基準監督業務の民間活用タスクフォース」の検討状況

1. 「労働基準監督業務の民間活用タスクフォース」の設置（平成29年3月9日規制改革推進会議決定）

労働基準法違反への対応について、労働基準監督官の人手不足のため事業場に対する十分な監督が困難な状況にあるとの指摘がある中、労働基準監督業務における民間活用の拡大について、規制改革推進会議での議論の前に専門的検討を行うため、会議に「労働基準監督業務の民間活用タスクフォース」（以下「タスクフォース」という）を設置。

2. 構成員名簿

主査	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
委員	高橋 滋	法政大学法学部教授
委員	野坂 美穂	多摩大学経営情報学部専任講師
議長	大田 弘子	政策研究大学院大学教授
議長代理	金丸 恭文	フューチャー代表取締役会長兼社長 グループ CEO

3. タスクフォースの開催実績と今後の予定

〔平成29年〕

第1回	3月16日	(1) 八代主査からの説明 (2) 厚生労働省からのヒアリング
第2回	4月6日	(1) 全国社会保険労務士会連合会からのヒアリング (2) 厚生労働省からのヒアリング
	(4月25日 本会議)	(タスクフォースの検討状況に関する報告)

(以下、予定)

第3回	5月上旬	厚生労働省からのヒアリング
-----	------	---------------

4. 検討状況

(1) 八代主査の提案

労働基準監督官が定めた様式の定期監督業務について、社会保険労務士、弁護士、公認会計士等の資格者等を雇用する民間事業者に委託することで、本来の基準監督官をより重大な違反の可能性の大きな申告監督業務に重点的に配置できるのではないかと。

- ・ 特別法で公務員と同じ権利義務を民間事業者にも義務付け
- ・ 民間事業者の守秘義務、公正な監査
- ・ 民間事業者による監査への妨害行為には業務執行妨害の適用

(注) 駐車違反の取締り業務に民間事業者の活用(道路交通法の2006年改正)の前例 (第1回タスクフォース)

第2回タスクフォースにおいて、以下についても提案。

- ・ 賃金・割増賃金の未払い等の場合の罰金額の引き上げ
- ・ 労働基準法違反の事業場に対する課徴金制度の導入

(2) 厚生労働省の主張

労働基準監督官は、予告なく事業場に立ち入り、書面等の確認や関係者からの聞き取りを行い、労働基準法などの法律違反の有無を確認し、その結果に応じて、是正勧告等行政指導を行ったり、場合によっては即座に行政処分を行うなど、一体不可分なプロセスを通して労働者の保護を行う。(第1回タスクフォース)

委託を受けた民間事業者が任意の調査を行い、問題がある場合に労働基準監督官に取り次ぐ場合、調査から労働基準監督官による指導までタイムラグが生じることから、その間に証拠帳簿の隠蔽等不適切な行為がなされる可能性がある。また、迅速な労働者保護が行えない蓋然性が高い。(第1回タスクフォース)

十分な監督ができていない分野があって、そこに課題があることも承知しており、議論を踏まえて、どういった対応が考えられるか、検討を進めていきたい。(第2回タスクフォース)

労働基準監督官が行っている業務のいわばコアな部分は、やはり誰かに御協力いただくということにならない部分なのではないか。(第2回タスクフォース)

現在の労働基準法の罰金額は、他の法令の罰則との均衡を図って定められている。(第2回タスクフォース)

課徴金制度は、経済的な不当利得に対するペナルティとして、主に経済分野で取り入れられてきたもので、これを労働基準法違反に対して導入することは、現状よりも労働者の保護に欠けるおそれがあること、手続保障のために新たな人員や予算の確保が必要となることなどから適切でない。(第2回タスクフォース)

(3) 更に検討すべき事項

民間活用の拡大のため、以下の措置を講じるべき。

- ・ 民間の受託者（入札により決定し、契約により、秘密保持や利益相反行為・信用失墜行為の禁止を義務付け）が、3 6 協定未届事業場への自主点検票等（3 6 協定の締結状況、労働時間上限の遵守状況、就業規則の策定、労働条件明示の状況など）の送付や回答の取りまとめを行い、指導が必要と思われる事業場や回答のない事業場等について、同意を得られた場合に、労務関係書類等の確認及び相談指導を実施する。
- ・ 労働基準監督官は、これらに応じなかった事業場、及び、確認の結果、問題があった事業場に、必要な監督指導を実施する。

監督指導の実効性の確保・強化のため、社会経済情勢の変化を踏まえた、賃金・割増賃金の未払い等の場合の罰金額の引き上げ等の手段について、引き続き検討すべき。

(参考)

「労働基準監督業務の民間活用タスクフォース」の設置について

平成 29 年 3 月 9 日
規制改革推進会議決定

1. 趣旨

労働基準法違反への対応について、労働基準監督官の人手不足のため事業場に対する十分な監督が困難な状況にあるとの指摘がある中、労働基準監督業務における民間活用の拡大について、規制改革推進会議(以下「本会議」という。)での議論の前に専門的検討を行うため、本会議に「労働基準監督業務の民間活用タスクフォース」(以下「タスクフォース」という。)を設置する。

2. 構成員

タスクフォースは、以下の委員により構成する。

主査 八代 尚宏

委員 高橋 滋

委員 野坂 美穂

議長及び議長代理も構成員として参画する。

3. 本会議への報告

タスクフォースにおける検討状況については、適宜、本会議に報告することとする。

4. 運営

タスクフォースの運営は、ワーキング・グループの運営に準ずるものとする。

タスクフォースの資料及び議事録の取扱いについては、規制改革推進会議運営規則に準ずるものとする。